

<事例紹介>

個人事業主（外国人）の還付事案です。

この個人事業主は税務調査を受け多額の追徴税を支払っていましたが、すでに調査から2年経過していました。調査内容まで踏み込んで確認したところ消費税の否認に誤りがあるのではないか、正しく申告すれば還付になるのではないかと想定されました。

しかし、時すでに遅しで不服申し立ての時効は過ぎてあきらめざるを得ない状況でしたが、「更正の請求」という方法でチャレンジすることを思い立ちました。しかし、税務調査事案に対して「更正の請求」をするということは前代未聞のことであり私自身のチャレンジでもありました。この顧客は海外との取引が多く、さらに外国人ということもあってコミュニケーションを図るのが難しかったのですが、粘り強く二人三脚で作業を進めて消費税の更正の請求書を作り上げることができました。請求内容に誤りや不明確な部分があると却下されますが、それもクリアしました。その結果、税務署側に税務調査の非を認めさせ、多額な還付金を受け取ることができました。